

○こども家庭庁
厚生労働省 告示第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1～第5 (略) 第6 生活介護 1～13 (略) 13の2 就労移行支援体制加算 イ～チ (略)</p> <p>注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあつては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、指定生活介護事業所等<u>その他の事業所</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定生活介護事業所等の定員数を上限とする。)を乗じて得た単位数を加算する。</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1～第5 (略) 第6 生活介護 1～13 (略) 13の2 就労移行支援体制加算 イ～チ (略)</p> <p>注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあつては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、<u>当該指定生活介護事業所等</u>において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、<u>都道府県知事又は市町村長</u>が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

13の3～14 (略)

第7～第9 (略)

第10 自立訓練(機能訓練)

1～8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練(機能訓練)等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、指定自立訓練(機能訓練)事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等の定員数を上限とする。)を乗じて得た単位数を加算する。

8の4～9 (略)

13の3～14 (略)

第7～第9 (略)

第10 自立訓練(機能訓練)

1～8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練(機能訓練)等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練(機能訓練)等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

8の4～9 (略)

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の2 （略）

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ （略）

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、指定自立訓練（生活訓練）事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の定員数を上限とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

12の4～13 （略）

第11の2・第12 （略）

第13 就労継続支援A型

1～2の2 （略）

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の2 （略）

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ （略）

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の4～13 （略）

第11の2・第12 （略）

第13 就労継続支援A型

1～2の2 （略）

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、指定就労継続支援A型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数（当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援A型事業所等の定員数を上限とする。注2において同じ。）を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2～15 (略)

第14 就労継続支援B型

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2～15 (略)

第14 就労継続支援B型

1～2の2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、指定就労継続支援B型事業所等その他の事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数(当該年度の前年度の9月30日時点における当該指定就労継続支援B型事業所等の定員数を上限とする。以下この3において同じ。)を乗じて得た単位数を加算する。

2～4 (略)

1～2の2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2～4 (略)

3の2～17 (略)
第14の2～第15 (略)

3の2～17 (略)
第14の2～第15 (略)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1～4の2 (略) 5 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u>イ 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の446</u>に相当する単位数 ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u>ロ 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の456</u>に相当する単位数 ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</u>イ 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の431</u>に相当する単位数 ニ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</u>ロ 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の441</u>に相当する単位数 ホ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> 1から4の2までに</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1～4の2 (略) 5 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の417</u>に相当する単位数（新設） ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)</u> 1から4の2までにより算定した単位数の<u>1000分の402</u>に相当する単位数（新設） ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u> 1から4の2までに</p>

より算定した単位数の1000分の376に相当する単位数
△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から4の2までに
より算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
(削る)

により算定した単位数の1000分の347に相当する単位数
三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から4の2ま
により算定した単位数の1000分の273に相当する単位数
2. 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び
厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員
等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事
又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注1の加
算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定
居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い
、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次
に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、
次に掲げるその他の加算は算定しない。
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の372に相当する単
位数
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の343に相当する単
位数
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の357に相当する単
位数
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の328に相当する単
位数
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の298に相当する単
位数
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の283に相当する単
位数
(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 1から4の2ま

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用

でにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）

者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

(削る)

注2において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数

数

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1から4までにより算定した単位数の1000分の446に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から4までにより算定した単位数の1000分の456に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1から4までにより算定した単位数の1000分の431に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1から4までにより算定した単位数の1000分の441に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の376に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4までにより

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数
(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4までにより

算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
(削る)

- り算定した単位数の1000分の273に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
 - (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
 - (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
 - (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
 - (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
 - (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
 - (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
 - (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
 - (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
 - (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
 - (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の411に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の421に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の396に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の406に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の341に相当する単位数

より算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数（新設）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数（新設）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

二 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の277に相当する単位数(削る)

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位数

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲

数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)イ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

(削る)

基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5の2ま

でにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式

届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の113に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の117に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の96に相当する単位数）

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の79に相当する単位数）

(削る)

による届出を行った指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の8までにより算定した単位数の 1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の101に相当する単位数）

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から13の8までにより算定した単位数の 1000分の80に相当する単位数

(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の8までにより算定した単位数の 1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の84に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から13の8までにより算定した単位数の 1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出

た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の90に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の84に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の73に相当する単位数）

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の65に相

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適

当する単位数)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の73に相当する単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の54に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の56に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の48に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の37に相当する単位数)

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に

合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の193に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(削る)

適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対してこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数（新設）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1～2の9 (略)

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区

数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

第8 重度障害者等包括支援

1～2の9 (略)

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の252に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の262に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

(削る)

つた場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2の9ま

第9 施設入所支援

1～13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の6まで

でにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

第9 施設入所支援

1～13の6 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から13の6まで

により算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から13の6まで
により算定した単位数の1000分の193に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6まで
により算定した単位数の1000分の165に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から13の6まで
により算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
(削る)

により算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6まで
により算定した単位数の1000分の138に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から13の6まで
により算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める
基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施
しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者
支援施設等（注1の加算を算定しているものを除く。）が
、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該
基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数
に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し
ている場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定し
ない。
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の6ま
でにより算定した単位数の1000分の131に相当する単
位数
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の6ま
でにより算定した単位数の1000分の136に相当する単
位数
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の6ま
でにより算定した単位数の1000分の108に相当する単
位数
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の6ま
でにより算定した単位数の1000分の108に相当する単
位数
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の6ま
でにより算定した単位数の1000分の110に相当する単
位数

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8の5 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の151に相当する

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8の5 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当

単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)ロ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の158に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)イ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)ロ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数)

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数)

(削る)

する単位数)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の99に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定自立訓練(機能訓練)等、基準該当自立訓練(機能訓練)又は病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単

数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数）

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の85に相当する単位数）

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数）

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から8の5ま

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5 （略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げる

でにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数）

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の63に相当する単位数）

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の59に相当する単位数）

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の41に相当する単位数）

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5 （略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を

その他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の151に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の158に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数）

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）

(削る)

算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数）
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の99に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定し

ている場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の85に相当する単位数）
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数）

第11の2 就労選択支援

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数）

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の63に相当する単位数）

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の59に相当する単位数）

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の41に相当する単位数）

第11の2 就労選択支援

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労選択支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労選択支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から10までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1から10までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1から10までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 1から10までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から10までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から10までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

第12 就労移行支援

1～15の7 (略)

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の119に相当する

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（新設）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数（新設）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

第12 就労移行支援

1～15の7 (略)

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当

単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)ロ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の123に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)イ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)ロ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の101に相当する単位数）

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の83に相当する単位数）

(削る)

する単位数)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数（新設）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の71に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の94に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 1から15の7ま

でにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 89 に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単
位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単
位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単
位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 76 に相
当する単位数）

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単
位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単
位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 67 に相
当する単位数）

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単
位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 76 に相
当する単位数）

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単
位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 15 の 7 ま
でにより算定した単位数の 1000 分の 52 に相当する単
位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 54 に相
当する単位数）

第13 就労継続支援A型

1～14の5 (略)

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の117に相当する

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(11) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の58に相当する単位数）

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(12) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(13) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の49に相当する単位数）

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(14) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の36に相当する単位数）

第13 就労継続支援A型

1～14の5 (略)

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の105に相当

単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)ロ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の112に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の121に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)イ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ)ロ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

(削る)

する単位数)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の92に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 1から14の5ま

でにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 87 に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 78 に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 67 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 74 に相当する単位数）

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 62 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 66 に相当する単位数）

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 74 に相当する単位数）

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 14 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 49 に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000 分の 53 に相当する単位数）

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 837単位

(二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
812単位

(三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
805単位

(四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
781単位

(五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
758単位

(六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
738単位

(七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の56に相当する単位数）

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の48に相当する単位数）

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の35に相当する単位数）

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 837単位
(新設)

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
805単位
(新設)

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
758単位

(新設)

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

- 738単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
726単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
726単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
705単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
703単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
682単位
- (十三)・(十四) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 746単位
- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
724単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
717単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
696単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
676単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
660単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
660単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
641単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
637単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合

- 738単位
- (新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
726単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
703単位
- (新設)
- (七)・(八) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 746単位
(新設)
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
717単位
(新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
676単位
(新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
660単位
(新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
637単位
(新設)

- 624単位
- (十) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
624単位
- (十一) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
606単位
- (十二)・(十三) (略)
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 700単位
- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
679単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
674単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
654単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
636単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
620単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
620単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
602単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
600単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
586単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
586単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
569単位
- (十三)・(十四) (略)

- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
624単位
- (新設)
- (七)・(八) (略)
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 700単位
- (新設)
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
674単位
- (新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
636単位
- (新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
620単位
- (新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
600単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
586単位
- (新設)
- (七)・(八) (略)

- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 688単位
 - (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
668単位
 - (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
662単位
 - (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
643単位
 - (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
625単位
 - (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
609単位
 - (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
609単位
 - (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
591単位
 - (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
589単位
 - (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
575単位
 - (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
575単位
 - (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
558単位
 - (十三)・(十四) (略)
- (5) 利用定員が81人以上
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 666単位
 - (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
647単位
 - (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
640単位

- (4) 利用定員が61人以上80人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 688単位
(新設)
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
662単位
(新設)
 - (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
625単位
(新設)
 - (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
609単位
(新設)
 - (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
589単位
(新設)
 - (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
575単位
(新設)
 - (七)・(八) (略)
- (5) 利用定員が81人以上
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 666単位
(新設)
 - (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
640単位

(四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
621単位

(五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
605単位

(六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
590単位

(七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
590単位

(八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
573単位

(九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
570単位

(十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
557単位

(十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
557単位

(十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
541単位

(十三)・(十四) (略)

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 748単位

(二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
726単位

(三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
716単位

(四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
695単位

(五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
669単位

(六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合

(新設)

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
605単位

(新設)

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
590単位

(新設)

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
570単位

(新設)

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
557単位

(新設)

(七)・(八) (略)

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 748単位

(新設)

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
716単位

(新設)

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
669単位

(新設)

- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
649単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
637単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
637単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
618単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
614単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
596単位
- (十三)・(十四) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 666単位
- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
647単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
637単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
618単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
596単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
580単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
580単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
563単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合

- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
649単位
(新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
637単位
(新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
614単位
(新設)
- (七)・(八) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 666単位
(新設)
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
637単位
(新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
596単位
(新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
580単位
(新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

	557単位
(十) <u>平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合</u>	
	544単位
(十一) <u>平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合</u>	
	544単位
(十二) <u>平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合</u>	
	528単位
(十三)・(十四) (略)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万8千円以上の場合</u>	625単位
(二) <u>平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合</u>	
	607単位
(三) <u>平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合</u>	
	599単位
(四) <u>平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合</u>	
	582単位
(五) <u>平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合</u>	
	561単位
(六) <u>平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合</u>	
	545単位
(七) <u>平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合</u>	
	545単位
(八) <u>平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合</u>	
	529単位
(九) <u>平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合</u>	
	525単位
(十) <u>平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合</u>	
	511単位
(十一) <u>平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合</u>	
	511単位
(十二) <u>平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合</u>	

	557単位
(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	
	544単位
(新設)	
(七)・(八) (略)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	625単位
(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	
	599単位
(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	
	561単位
(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	
	545単位
(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	
	525単位
(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	
	511単位
(新設)	

496単位

(三)・(四) (略)

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 614単位

(二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合

596単位

(三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合

588単位

(四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合

571単位

(五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合

551単位

(六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合

535単位

(七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合

535単位

(八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合

519単位

(九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合

515単位

(十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合

501単位

(十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合

501単位

(十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合

486単位

(三)・(四) (略)

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 594単位

(二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合

577単位

(七)・(八) (略)

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 614単位

(新設)

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

588単位

(新設)

(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

551単位

(新設)

(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合

535単位

(新設)

(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合

515単位

(新設)

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合

501単位

(新設)

(七)・(八) (略)

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 594単位

(新設)

- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
568単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
551単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
533単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
518単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
518単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
503単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
498単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
485単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
485単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
471単位

(十三)・(十四) (略)

ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 682単位
- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
662単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
653単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
634単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合

- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
568単位
(新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
533単位
(新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
518単位
(新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
498単位
(新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
485単位
(新設)
- (七)・(八) (略)

ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 682単位
(新設)
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
653単位
(新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合

- 611単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
594単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
594単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
577単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
572単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
557単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
557単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
541単位
- (十三)・(十四) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合 609単位
- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
591単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
584単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
567単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
547単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
532単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
532単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合

- 611単位
- (新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
594単位
- (新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
572単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
557単位
- (新設)
- (七)・(八) (略)
- (2) 利用定員が21人以上40人以下
- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 609単位
(新設)
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
584単位
(新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
547単位
(新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
532単位
(新設)

- (九) 平均工賃月額が 2万3千円以上2万5千円未満の場合
517単位
- (十) 平均工賃月額が 2万円以上2万3千円未満の場合
511単位
- (十一) 平均工賃月額が 1万8千円以上2万円未満の場合
497単位
- (十二) 平均工賃月額が 1万5千円以上1万8千円未満の場合
483単位
- (十三)・(十四) (略)
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が 4万8千円以上の場合 564単位
- (二) 平均工賃月額が 4万5千円以上4万8千円未満の場合
548単位
- (三) 平均工賃月額が 3万8千円以上4万5千円未満の場合
541単位
- (四) 平均工賃月額が 3万5千円以上3万8千円未満の場合
525単位
- (五) 平均工賃月額が 3万3千円以上3万5千円未満の場合
508単位
- (六) 平均工賃月額が 3万円以上3万3千円未満の場合
493単位
- (七) 平均工賃月額が 2万8千円以上3万円未満の場合
493単位
- (八) 平均工賃月額が 2万5千円以上2万8千円未満の場合
479単位
- (九) 平均工賃月額が 2万3千円以上2万5千円未満の場合
474単位
- (十) 平均工賃月額が 2万円以上2万3千円未満の場合
461単位
- (十一) 平均工賃月額が 1万8千円以上2万円未満の場合

- (五) 平均工賃月額が 2万円以上2万5千円未満の場合
511単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が 1万5千円以上2万円未満の場合
497単位
- (新設)
- (七)・(八) (略)
- (3) 利用定員が41人以上60人以下
- (一) 平均工賃月額が 4万5千円以上の場合 564単位
- (新設)
- (二) 平均工賃月額が 3万5千円以上4万5千円未満の場合
541単位
- (新設)
- (三) 平均工賃月額が 3万円以上3万5千円未満の場合
508単位
- (新設)
- (四) 平均工賃月額が 2万5千円以上3万円未満の場合
493単位
- (新設)
- (五) 平均工賃月額が 2万円以上2万5千円未満の場合
474単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が 1万5千円以上2万円未満の場合

	461単位
(二) <u>平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合</u>	
	448単位
(三)・(四) (略)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
(二) <u>平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合</u>	
	538単位
(三) 平均工賃月額が <u>3万8千円</u> 以上4万5千円未満の場合	
	530単位
(四) <u>平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合</u>	
	515単位
(五) 平均工賃月額が <u>3万3千円</u> 以上3万5千円未満の場合	
	498単位
(六) <u>平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合</u>	
	484単位
(七) 平均工賃月額が <u>2万8千円</u> 以上3万円未満の場合	
	483単位
(八) <u>平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合</u>	
	469単位
(九) 平均工賃月額が <u>2万3千円</u> 以上2万5千円未満の場合	
	465単位
(十) <u>平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合</u>	
	452単位
(十一) 平均工賃月額が <u>1万8千円</u> 以上2万円未満の場合	
	452単位
(十二) <u>平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合</u>	
	439単位
(十三)・(十四) (略)	
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万8千円</u> 以上の場合	535単位

	461単位
(新設)	
(七)・(八) (略)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円</u> 以上の場合	554単位
(新設)	
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	
	530単位
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上3万5千円未満の場合	
	498単位
(新設)	
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円</u> 以上3万円未満の場合	
	483単位
(新設)	
(五) 平均工賃月額が <u>2万円</u> 以上2万5千円未満の場合	
	465単位
(新設)	
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	
	452単位
(新設)	
(七)・(八) (略)	
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円</u> 以上の場合	535単位

- (二) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合
519単位
- (三) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合
512単位
- (四) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合
497単位
- (五) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合
480単位
- (六) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合
467単位
- (七) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合
467単位
- (八) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合
453単位
- (九) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合
449単位
- (十) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合
437単位
- (十一) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合
437単位
- (十二) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合
424単位

(十三)・(十四) (略)

ニ～ト (略)

注1 (略)

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2

(新設)

- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合
512単位
- (新設)
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合
480単位
- (新設)
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
467単位
- (新設)
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合
449単位
- (新設)
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合
437単位
- (新設)

(七)・(八) (略)

ニ～ト (略)

注1 (略)

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2

から注7まで及び注17において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3～16 (略)

17 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた特定指定就労継続支援B型事業所等(別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等を行った場合は、所定単位数に代えて、イからハまでに掲げる単位数の1000分の984に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

(1) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している事業所である場合

(イ) 2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(ロ) 2の2の高次脳機能障害者支援体制加算

(2) 当該月において10のニの医療連携体制加算(Ⅳ)を1日以上算定している利用者である場合

2～16の4 (略)

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国

から注7までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3～16 (略)

(新設)

2～16の4 (略)

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(国、のぞみの園又は独立

立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の116に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の120に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の98に相当する単位数)

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数)

(削る)

行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の104に相当する単位数)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の86に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)

が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の91に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の87に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の66に相当する単位数）
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から16の4ま

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った

でにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数)

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を

指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 1から6までにより算定した単位数の 1000分の115 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1から6までにより算定した単位数の 1000分の119 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の98 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の81 に相当する単位数

(削る)

行った指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の103 に相当する単位数
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の86 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の69 に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の90 に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の86 に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の73 に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 1から6まで

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ 1から10までにより算定した単位数の 1000分の115 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1から10までにより算定した単位数の 1000分の119 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 1から10までにより算定した単位数の 1000分の113 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ 1から10までによ

より算定した単位数の1000分の65 に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の73 に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の52 に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の56 に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の48 に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) 1から6までにより算定した単位数の 1000分の35 に相当する単位数

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1から10までにより算定した単位数の 1000分の103 に相当する単位数
(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1から10までにより算定した単位数の 1000分の101 に相当する単位数
(新設)

り算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から10までにより
算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から10までにより
算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(削る)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1から10までにより
算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1から10までにより
算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める
基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施
しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活
援助事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）
が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当
該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位
数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定
しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 1から10までにより
算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 1から10までにより

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1～9（略）

10 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

(1) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している事業所である場合

(イ) 1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(ロ) 1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算

(2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している利用者である場合

(イ) 1の6の重度障害者支援加算

より算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1～9（略）

（新設）

(二) 1の7の医療的ケア対応支援加算

(三) 7の二の医療連携体制加算Ⅳ

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

注1～12 （略）

13 令和8年6月1日以降新規に指定を受けた日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除く。）が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、イ又はロに掲げる単位数の1000分の972に相当する単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、当該月において所定単位数を算定する。

(1) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している事業所である場合

(一) 1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(二) 1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算

(2) 当該月において次に掲げるいずれかの加算を1日以上算定している利用者である場合

(一) 1の6の重度障害者支援加算

(二) 1の7の医療的ケア対応支援加算

(三) 7の二の医療連携体制加算Ⅳ

1の2の2～8の3 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

注1～12 （略）

（新設）

1の2の2～8の3 （略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独

人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3まで(1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の227に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の233に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ

立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3まで(1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで(1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の160 に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の160 に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の224 に相当する単位数

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(ロ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の166 に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の166 に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の230 に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の144 に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の144 に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の208 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の121 に相当する単位数

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の144 に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の144 に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の208 に相当する単位数

(新設)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の128 に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の128 に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の 1000分の192 に相当する単位数

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の 1000分の105 に相当する単位数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

(削る)

数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分

の 98 に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の
1000 分の 145 に相当する単位数

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 まで
により算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単
位数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分
の 95 に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の
1000 分の 142 に相当する単位数

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 まで
により算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単
位数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分
の 96 に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の
1000 分の 122 に相当する単位数

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 まで
により算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単
位数

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分
の 102 に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の166に相当する単位数

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の93に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の93に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の119に相当する単位数

ス 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の70に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の70に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の96に相当する単位数

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の79に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の79に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合

1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の126に相当する単位数

コ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の67に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の67に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の93に相当する単位数

ク 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の77に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の77に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の103に相当する単位数

カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の51に相当する単
位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の51に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の

1000 分の 77 に相当する単位数

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部改正)

第三条　こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 令第五十二条第三項第一号イに基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九六、八七〇単位</u></p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。) <u>六七、九五〇単位</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七五、八七〇単位</u></p> <p>(二) 介護保険給付対象者 <u>四六、四六〇単位</u></p>	<p>一 (略)</p> <p>二 令第五十二条第三項第一号イに基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハ及びニに定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。</p> <p>イ 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>九六、四八〇単位</u></p> <p>(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者 (以下「介護保険給付対象者」と総称する。) <u>六七、六八〇単位</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数</p> <p>(一) (二)に掲げる者以外のもの <u>七四、三一〇単位</u></p> <p>(二) 介護保険給付対象者 <u>四五、五一〇単位</u></p>

③ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(②に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者

六三、〇四〇単位

b 区分五(区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者

三六、八五〇単位

c 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者

一九、四〇〇単位

d 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者

二三、四八〇単位

(二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

二三、一三〇単位

b 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

c 区分四に該当する者

一四、七八〇単位

d 区分三に該当する者

一四、一〇〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の2の1の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

③ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(②に掲げる者を除く。) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六(障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。)第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。)に該当する者

六二、〇五〇単位

b 区分五(区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。)に該当する者

三六、二七〇単位

c 区分四(区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。)に該当する者

一八、九四〇単位

d 区分三(区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。)に該当する者

二三、一一〇単位

(二) 介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。) 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

二三、九一〇単位

b 区分五に該当する者

一五、二九〇単位

c 区分四に該当する者

一四、六二〇単位

d 区分三に該当する者

二三、九二〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の2の1の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の

1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一九〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二一、一四〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一七、七八〇単位
- d 区分四に該当する者 一六、五〇〇単位
- e 区分三に該当する者 一二、七六〇単位

四 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7及び(8)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a b及びcに掲げる者以外のもの 四、三三〇単位
- b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの(cに掲げる者を除く。) 次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数
- i 区分六に該当する者 一七、八八〇単位
- ii 区分五に該当する者 一一、三〇〇単位

1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費(以下「生活介護サービス費等」という。)を算定される者(四に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二八、七三〇単位
- b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二〇、八一〇単位
- c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一七、六一〇単位
- d 区分四に該当する者 一六、二四〇単位
- e 区分三に該当する者 一二、五六〇単位

四 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費(以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(7及び(8)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a b及びcに掲げる者以外のもの 四、二六〇単位
- b 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの(cに掲げる者を除く。) 次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数
- i 区分六に該当する者 一七、六〇〇単位
- ii 区分五に該当する者 一一、二二〇単位

- iii 区分四に該当する者 八、八〇〇単位
- c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 四、三三〇単位
- (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 三七、五一〇単位
 - b 区分五に該当する者 二八、八六〇単位
 - c 区分四に該当する者 二一、七〇〇単位
 - d 区分三に該当する者 一六、一〇〇単位
 - e 障害児 一〇、四九〇単位
 - (二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 二四、四八〇単位
 - b 区分五に該当する者 二〇、三二〇単位
 - c 区分四に該当する者 一六、〇〇〇単位
 - d 区分三に該当する者 一二、二八〇単位
 - e 障害児 一〇、四九〇単位
 - (三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 二、六六〇単位
- (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)

- iii 区分四に該当する者 八、六六〇単位
- c 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 四、二六〇単位
- (4) 行動援護に係る支給決定を受けた者(2)及び(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
 - (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 三六、五二〇単位
 - b 区分五に該当する者 二八、一〇〇単位
 - c 区分四に該当する者 二一、二三〇単位
 - d 区分三に該当する者 一五、六八〇単位
 - e 障害児 一九、九五〇単位
 - (二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。) 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数
 - a 区分六に該当する者 二三、八四〇単位
 - b 区分五に該当する者 一九、七八〇単位
 - c 区分四に該当する者 一五、五八〇単位
 - d 区分三に該当する者 一、九六〇単位
 - e 障害児 一九、九五〇単位
 - (三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。) 二、五九〇単位
- (5) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)から(4)まで及び(6)

から⑧までに掲げる者を除く。) 次の(一)から四までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から四までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を除く。) 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一九、四一〇単位
b	区分五に該当する者	二一、四二〇単位
c	区分四に該当する者	一四、六二〇単位
d	区分三に該当する者	九、三八〇単位
e	区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	七、四二〇単位
f	区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、五五〇単位
g	障害児	一三、五五〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第一のIのIの居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一六、〇四〇単位
b	区分五に該当する者	一八、一〇〇単位
c	区分四に該当する者	一一、三〇〇単位
d	区分三に該当する者	六、〇一〇単位
e	区分二に該当する者	四、〇九〇単位
f	区分一に該当する者	三、一七〇単位
g	障害児	一〇、一六〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(介護保険給付対象者を除く。)

二二、九二〇単位

四 介護保険給付対象者 次のa又はbに掲げる者の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる単位数

から⑧までに掲げる者を除く。) 次の(一)から四までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から四までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの(介護保険給付対象者を除く。) 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一八、八〇〇単位
b	区分五に該当する者	二〇、九八〇単位
c	区分四に該当する者	一四、三二〇単位
d	区分三に該当する者	九、一九〇単位
e	区分二(区分命令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下同じ。)に該当する者	七、二七〇単位
f	区分一(区分命令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者	六、四一〇単位
g	障害児	一三、二七〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第一のIのIの居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(三)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。) 次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a	区分六に該当する者	一五、五〇〇単位
b	区分五に該当する者	一七、七三〇単位
c	区分四に該当する者	一一、〇七〇単位
d	区分三に該当する者	五、八九〇単位
e	区分二に該当する者	四、〇一〇単位
f	区分一に該当する者	三、一〇〇単位
g	障害児	九、九五〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(介護保険給付対象者を除く。)

二二、四五〇単位

四 介護保険給付対象者 次のa又はbに掲げる者の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一、八五〇単位
- b 区分五に該当する者 一、二〇〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定されるもの
一、五〇〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数
- （一）介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一四、〇五〇単位
- b 区分五に該当する者 一〇、二一〇単位
- c 区分四に該当する者 七、九八〇単位
- （二）介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、六三〇単位
- （三）介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費

- a 区分六に該当する者 一、八一〇単位
- b 区分五に該当する者 一、一〇〇単位
- (6) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（②から④まで、⑦及び⑧に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であつて、共同生活援助サービス費のイ若しくはロの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイ若しくはロ、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注2若しくは注6又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者
一、四五〇単位
- (7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者（②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数
- （一）介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数
- a 区分六に該当する者 一三、七六〇単位
- b 区分五に該当する者 一〇、〇〇〇単位
- c 区分四に該当する者 七、八二〇単位
- （二）介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 三、五五〇単位
- （三）介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費

の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一、四一〇単位
- b 区分五に該当する者 八、五五〇単位
- c 区分四に該当する者 六、二七〇単位

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 九、八九〇単位
- (二) 区分五に該当する者 六、〇七〇単位
- (三) 区分四に該当する者 三、八三〇単位

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(②から⑧までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

- (一) (二)に掲げる者以外のもの 一四、六七〇単位
- (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(⑦及び⑧に掲げる者を除く。) 四、〇二〇単位

ロ(二) (略)

の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの(一)に掲げる者を除く。) 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一、二五〇単位
- b 区分五に該当する者 八、三七〇単位
- c 区分四に該当する者 六、一四〇単位

(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(②に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注2又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

- (一) 区分六に該当する者 九、六九〇単位
- (二) 区分五に該当する者 五、九四〇単位
- (三) 区分四に該当する者 三、七五〇単位

(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(②から⑧までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

- (一) (二)に掲げる者以外のもの 一三、八七〇単位
- (二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(⑦及び⑧に掲げる者を除く。) 三、八〇〇単位

ロ(二) (略)

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第四条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚

生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(イ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士(児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第1の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(イ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士(児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育</p>

士)のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百六十万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

(2) (10) (略)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)に所属していること。

(3) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)イ

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

士)のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2) (10) (略)

(新設)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

(1) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること

(二) 連携推進法人に所属していること。

(3) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)口を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ホ・ヘ (略)

(削る)

(削る)

ハ・ニ (略)

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年こども家庭庁・厚生労働省告示第三号)による改正前の介護給付費等単位数表(以下「旧介護給付費等単位数表」という。)の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(一)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加

(削る)

(削る)

(削る)

~~算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。~~

~~(2) イの(Ⅰ)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)~~

~~次に掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。~~

~~(2) イの(Ⅰ)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)~~

~~次に掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。~~

~~(2) イの(Ⅰ)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)~~

~~次に掲げる基準のいずれにも適合すること。~~

~~(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。~~

~~(2) イの(Ⅰ)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から~~

(削る)

(削る)

ス

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していないこと。

(2) イの(1)の(一)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(一)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

と。

㉞ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)(Ⅰ及びⅡに係る部分を除く。)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

㉟ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(Ⅰ)(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(Ⅰ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(Ⅱ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

カ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

キ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

(削る)

(削る)

- を届け出ていないこと。
- (2) イの(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- タ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹²⁾
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- レ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)⁽¹³⁾
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加

(削る)

算Ⅲ及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け
出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居宅介護サービ
ス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ
を届け出ていないこと。

(2) イの①(一)及び②に係る部分を除く。)、②から⑥まで及
び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容
等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。
)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・
介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保
していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知しているこ
と。

ソ) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ(14)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数
表の居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加
算Ⅲを届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の居
宅介護サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加
算Ⅰ又はⅡ及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
を届け出ていないこと。

(2) イの①(一)及び②に係る部分を除く。)、②から⑥まで及
び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

三〇五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

七〇九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇一〇 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇一六・一〇一七 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇二七・一〇二八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三〇五 (略)

六 介護給付費等単位数表第2の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

七〇九 (略)

十 介護給付費等単位数表第3の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇一〇 (略)

十四 介護給付費等単位数表第4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇一六・一〇一七 (略)

十六の二 介護給付費等単位数表第5の6の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

一〇二七・一〇二八 (略)

十八の二 介護給付費等単位数表第6の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

十九 (略)

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)イ

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 第二号ロの(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(3) 第二号ロの(3)に掲げる基準に適合すること。

ハ・ニ (略)

(削る)

(削る)

(略)

十九 (略)

二十 介護給付費等単位数表第7の14の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(新設)

ロ・ハ (略)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)のロ及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(削る)

(削る)

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ㄨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(削る)

(削る)

- チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(Ⅰ)(Ⅱ及びⅢに係る部分を除く。)及び(Ⅱ)から(Ⅷ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(Ⅰ)(Ⅱ、(Ⅱ)から(Ⅵ)まで、(Ⅷ)及び(Ⅸ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (Ⅰ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (Ⅱ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | a | a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヌ | 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) | イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル | 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

(2) | イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) | 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)

)を定めていること。

b | a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・

(削る)

- イ 介護職員に周知していること。
- ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ア 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - イ a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (1) 令和六年五月三十一日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
 - (2) イの(1)(イ及びロに係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - イ a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - ア 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - イ a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十四・二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十六・二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十八～二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十一～三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十四・三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十六・三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十八 (略)

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

二十三 介護給付費等単位数表第8の3の注1及び注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十四・二十五 (略)

二十五の二 介護給付費等単位数表第9の14の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十六・二十七 (略)

二十七の二 介護給付費等単位数表第10の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

二十八～二十九の二 (略)

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十一～三十二の二 (略)

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十四・三十五 (略)

三十五の二 介護給付費等単位数表第13の15の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十六・三十七 (略)

三十七の二 介護給付費等単位数表第14の17の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十八 (略)

三十八の二 介護給付費等単位数表第14の2の7の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

四十～四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基準

(略)

(略)

三十九・三十九の二 (略)

三十九の三 介護給付費等単位数表第14の3の11の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

四十～四十の三 (略)

四十一 介護給付費等単位数表第15の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

(略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の1の就労継続支援B型サービス費の注17、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8、第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12若しくは第15の1の共同生活援助サービス費の注10若しくは1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注13、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注4、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注8若しくは第14の3の1の自立生活援助サービス費の注12、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3若しくは第2の1の地域定着支援サービス費の注4又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注12の規定に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 計画相談支援給付費単位数表 1～5 (略) 6 退院・退所加算 300単位 注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等</p>	<p>別表 計画相談支援給付費単位数表 1～5 (略) 6 退院・退所加算 300単位 注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって</p>

に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7～18 （略）

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定特定相談支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定計画相談支援を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。

、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）

7～18 （略）

（新設）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 算定告示別表の19の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 当該指定特定相談支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定特定相談支援事業所等の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定特定相談支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>(新設)</p>

和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定特定相談支援事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和三十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

(三) 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該指定特定相談支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) イの②の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

(二) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(2) 当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処
遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の
二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充
てるものであること。

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和八年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

(就労継続支援B型サービス費に係る経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(以下「旧介護給付費等単位数表」という。)第14の1の就労継続支援B型サービス費の算定を受けたことがある事業所又は施設(以下「事業所等」という。)であつて、令和六年度における旧介護給付費等単位数表第14の1に掲げる区分(以下「区分」という。)(令和六年度に旧介護給付費等単位数表第14の1の注9により平均工賃月額が一万円未満の場合とみなして所定単位数を算定していた事業所等については令和七年度における区分とし、令和六年四月以降に旧介護給付費等単位数表第14の1の注9ただし書により指定を受けた日から六月間における平均工賃月額に応じて所定単位数を算

定していた事業所等については当該算定を開始した月における区分とする。）が令和五年度における区分と同じである事業所等又は令和五年度における区分より低下している事業所等における就労継続支援B型サービス費の算定については、なお従前の例によることができる。